

(自社の場合)

滋賀県立大学図書館業務システム一式の賃貸借に係る契約書(案)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣(以下「甲」という。)と〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により、乙所有の滋賀県立大学図書館業務システムの賃貸借に係る契約を締結する。

(契約対象物件および設置場所)

第1条 賃貸借の契約対象物件および設置場所は別紙1のとおりとする。

(物件の導入工期)

第2条 賃貸借物件の導入施工期間は、契約締結翌日以降1週間の内に甲乙協議の上定める施工開始日から令和2年3月24日までとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は、令和2年3月25日から令和7年3月24日までとする。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、総額 金 , , 円(うち消費税額および地方消費税額は円)とし、1か月(月の初日から末日までをいう。)につき、金 , , 円(うち消費税額および地方消費税額は 円)とする。

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 賃貸借料は、賃貸借開始の日から起算し、期間満了の日までについて、月毎に計算するものとする。

4 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{賃貸借料月額} \times \text{当月賃貸借日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の賃貸借料 (円未満端数切り捨て)}$$

5 甲が賃貸借期間の短縮を乙に申し出た場合は、乙は当該期間の短縮に努力するとともに、この契約の賃貸借料の算定基礎となった賃貸借料算定基礎年限を見直し、新たな賃貸借料算定基礎年限をもとに甲乙協議のうえ、賃貸借料を改定し、その額および支払方法を別に定める。

(賃貸借料の請求および支払)

第5条 乙は、月ごとに賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 乙は前項の請求を当月10日までに行うものとする。

3 甲は乙より適法な請求書を受理したときは、当月末までに賃貸借料を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、金 , , 円とする。

(瑕疵担保責任)

第7条 甲は当該物件に隠れた瑕疵があったときは、書面で乙に通知する。

2 前項の瑕疵があるときは、乙は物件の売り主への請求権を、甲が受ける損害を防止する範囲内で、甲に譲渡できるものとし、乙はその善後処理に協力するものとする。

(物件の保守)

第8条 乙は、当該物件が機能を保つよう、自己の負担において調整、修理または部品の交換等

所要の保守（以下「保守」という。）を行うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、保守を必要とするときの費用は、甲の負担とする。

（物件の使用および維持管理）

第9条 甲は、物件の使用および維持管理については、適切な環境の保持に努めるとともに、常に善良な管理者の注意をもって物件を使用し、管理しなければならない。

2 乙は、甲に対し前項の適切な環境の保持について常に適切な助言を行う等これに協力するものとする。

3 物件自体ならびに物件の設置、保管および使用によって第三者が損害を受けたときは、甲の責任において解決するものとし、甲はその内容を乙に知らせるものとする。

4 甲は、当該物件を第三者の権利の目的物とすることができない。

（物件の現状変更）

第10条 甲は、次の場合は必ず事前に乙から書面で承諾をとるものとする。

(1) 物件を所定の保管場所から移動し、または物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去し、もしくは取り替えたりその他物件の模様替えおよび改造をして、物件引渡のときの現状を変更するとき。

(2) この契約による権利を他に譲渡し、または物件を他に使用させ、もしくは担保に供するとき。

2 第三者が物件について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害するおそれのあるときは、甲はその事情を乙に知らせるものとする。

（契約内容の変更）

第11条 甲は、必要のあるときはこの契約の内容を変更し、または物件の借入を中止させることができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

（事情変更による契約内容の変更）

第12条 契約締結後において、天変事変その他不測の事態に基づく経済状態の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲または乙は、相手方と協議の上、契約金額、借入期間その他の契約内容を変更することができる。

（契約の解除）

第13条 甲は、この契約の期間中であっても、解約することができるものとする。この場合において甲は、1カ月前までに書面により乙に通告するものとする。

2 甲および乙は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は相手方に催告を行った後、書面によってこの契約を解除することができる。

3 甲または乙のいずれかの責に帰する事由により契約が解除または解約されたときは、相手方に対し解約金を支払うものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲は、乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第14条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(物件の保険)

第15条 乙は当該物件について、乙の費用で借入期間を保険期間として物件に関する損害を補する損害保険契約を締結するものとする。

2 保険の種類は動産総合保険とし、保険金額は物件の時価とする。

(物件の滅失・棄損)

第16条 物件の滅失、盗難等により、甲が物件の現有を失い、乙の所有権が回復する見込みのないとき、または物件が損傷して修理不能のときは、甲は直ちに乙に通知するものとし、乙が契約の継続が困難と判断した場合は、この契約は終了する。

2 前項の事由が甲または乙のいずれかの責により生じた場合は、第13条の規定による解約金に相当する額（以下「解約金相当額」という。）を相手方に支払うものとする。

3 乙が保険金を受け取ったときは、その限度において解約金相当額より差引する。

(乙の権利)

第17条 乙は、物件に乙の所有である旨および乙からの賃貸借物件であることの表示をつけるものとする。

2 乙またはその代理人は、いつでも物件をその保管場所で点検することができる。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、第5条第2項の期間内に支払を受けなかった場合は、甲に対し、同項の支払期限の翌日から起算して遅延日数に応じ年5%の割合による遅延利息を請求することが出来るものとする。

4 物件に対する公租公課に変動が生じた場合は、甲乙協議の上賃貸借料を変更することができるものとする。

(物件の譲渡制限)

第18条 乙は、本契約の存続中、甲の承諾なしに物件および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

2 第3条の賃貸借期間または第4条第5項により新たに設定した賃貸借期間の終了後、甲が乙に対する全ての債務を履行した時点で、乙は甲に対して物件の所有権を無償にて譲渡するものとする。

(秘密保持)

第19条 乙は、守秘義務に徹し業務上知り得た甲に関する情報に関して、甲の許可なく発表、

公開、漏洩、利用してはならない。また、個人情報には細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日滋賀県条例第8号）の規定の範囲を超えて利用してはならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 前項のことを確約するため、別紙3の「守秘義務誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

（管轄裁判所）

第20条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義についての協議）

第21条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）その他の法令の定めるところにより、甲乙協議して定めるものとする。

（信義誠実等の義務）

第22条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川 能嗣 印

乙

別記 個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約の業務により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4条 乙は、この契約を遂行するために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5条 乙は、この契約を遂行するために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙は、この契約を遂行するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 乙は、この契約を遂行するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約を遂行するために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、契約終了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9条 乙は、この契約を遂行するために従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この契約を遂行するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙がこの契約を遂行するに当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約を遂行するに当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12条 乙は、この契約を遂行するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

別紙 1

(契約対象物件および設置場所)

品名	メーカー	型番	設置場所

誓約書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

[代表者の生年月日・性別]

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

別紙3

守秘義務誓約書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

私は、「別記 個人情報取り扱い特記事項」を遵守し、以下の事項を厳守することを誓います。

記

- 1 私が業務上知り得た、公立大学法人滋賀県立大学（以下、「法人」とする）に関する情報に関して、法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 私が法人と交わした契約の終了した後も、契約中と同様に、業務上知り得た法人に関する情報を、法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 3 個人情報は細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日滋賀県条例第8号）の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

令和 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

(三者の場合)

滋賀県立大学図書館業務システム一式の賃貸借に係る契約書(案)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣(以下「甲」という。)と〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により、〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「丙」という。)所有の滋賀県立大学図書館業務システムの賃貸借に係る契約を締結する。

(契約対象物件および設置場所)

第1条 賃貸借の契約対象物件および設置場所は別紙1のとおりとする。

2 乙は丙をして、前項の物件を甲に賃貸するものとする。

3 乙は丙が前項の賃貸を行わないときは、自らこれを行わなければならない。

(物件の導入工期)

第2条 賃貸借物件の導入施工期間は、契約締結翌日以降1週間の内に甲乙協議の上定める施工開始日から令和2年3月24日までとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借の期間は、令和2年3月25日から令和7年3月24日までとする。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、総額 金 , , 円(うち消費税額および地方消費税額は円)とし、1か月(月の初日から末日までをいう。)につき、金 , 円(うち消費税額および地方消費税額は 円)とする。

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 賃貸借料は、賃貸借開始の日から起算し、期間満了の日までについて、月毎に計算するものとする。

4 賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{賃貸借料月額} \times \text{当月賃貸借日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の賃貸借料(円未満端数切り捨て)}$$

5 甲が賃貸借期間の短縮を乙に申し出た場合は、乙は当該期間の短縮に努力するとともに、この契約の賃貸借料の算定基礎となった賃貸借料算定基礎年限を見直し、新たな賃貸借料算定基礎年限をもとに甲乙協議のうえ、賃貸借料を改定し、その額および支払方法を別に定める。

(賃貸借料の請求および支払)

第5条 賃貸借料の請求は、丙が行うものとし、丙は、月ごとに賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 丙は前項の請求を当月10日までに行うものとする。

3 甲は丙より適法な請求書を受領したときは、当月末までに賃貸借料を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、金 , 円とする。

(瑕疵担保責任)

第7条 甲は当該物件に隠れた瑕疵があったときは、書面で乙に通知する。

2 前項の瑕疵があるときは、乙は物件の売り主への請求権を、甲が受ける損害を防止する範囲内で、甲に譲渡できるものとし、乙はその善後処理に協力するものとする。

(物件の保守)

第8条 乙は、当該物件が機能を保つよう、自己の負担において調整、修理または部品の交換等所要の保守(以下「保守」という。)を行うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、保守を必要とするときの費用は、甲の負担とする。

(物件の使用および維持管理)

第9条 甲は、物件の使用および維持管理については、適切な環境の保持に努めるとともに、常に善良な管理者の注意をもって物件を使用し、管理しなければならない。

2 乙は、甲に対し前項の適切な環境の保持について常に適切な助言を行う等これに協力するものとする。

3 物件自体ならびに物件の設置、保管および使用によって第三者が損害を受けたときは、甲の責任において解決するものとし、甲はその内容を乙に知らせるものとする。

4 甲は、当該物件を第三者の権利の目的物とすることができない。

(物件の現状変更)

第10条 甲は、次の場合は必ず事前に乙から書面で承諾をとるものとする。

(1) 物件を所定の保管場所から移動し、または物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去し、もしくは取り替えたりその他物件の模様替えおよび改造をして、物件引渡のときの現状を変更するとき。

(2) この契約による権利を他に譲渡し、または物件を他に使用させ、もしくは担保に供するとき。

2 第三者が物件について権利を主張したり、仮処分や強制執行をして乙の所有権を侵害するおそれのあるときは、甲はその事情を乙に知らせるものとする。

(契約内容の変更)

第11条 甲は、必要のあるときはこの契約の内容を変更し、または物件の借入を中止させることができる。

2 前項の場合において、丙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天変事変その他不測の事態に基づく経済状態の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ甲または乙は、相手方と協議の上、契約金額、借入期間その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、この契約の期間中であっても、解約することができるものとする。この場合において甲は、1カ月前までに書面により乙に通告するものとする。

2 甲および乙は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は相手方に催告を行った後、書面によってこの契約を解除することができる。

3 甲または乙のいずれかの責に帰する事由により契約が解除または解約されたときは、相手方に対し解約金を支払うものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲は、乙および丙、乙および丙の役員等(乙および丙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙および丙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第14条 乙および丙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(物件の保険)

第15条 乙は丙をして丙の費用で、当該物件について、その借入期間を保険期間として物件に関する損害を補する損害保険契約を締結するものとする。

2 保険の種類は動産総合保険とし、保険金額は物件の時価とする。

(物件の滅失・棄損)

第16条 物件の滅失、盗難等により、甲が物件の現有を失い、丙の所有権が回復する見込みのないとき、または物件が損傷して修理不能のときは、甲は直ちに乙に通知するものとし、乙が契約の継続が困難と判断した場合は、この契約は終了する。

2 前項の事由が甲または乙のいずれかの責により生じた場合は、第13条の規定による解約金に相当する額(以下「解約金相当額」という。)を相手方に支払うものとする。

3 丙が保険金を受け取ったときは、その限度において解約金相当額より差引する。

(乙および丙の権利)

第17条 乙は、物件に丙の所有である旨および丙からの賃貸借物件であることの表示をつけるものとする。

2 乙またはその代理人は、いつでも物件をその保管場所で点検することができる。

3 丙は、甲の責に帰すべき事由により、第5条第2項の期間内に支払を受けなかった場合は、甲に対し、同項の支払期限の翌日から起算して遅延日数に応じ年5%の割合による遅延利息を請求することができるものとする。

4 物件に対する公租公課に変動が生じた場合は、甲および丙協議の上賃貸借料を変更することができるものとする。

(物件の譲渡制限)

第18条 乙および丙は、本契約の存続中、甲の承諾なしに物件および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

2 第3条の賃貸借期間または第4条第5項により新たに設定した賃貸借期間の終了後、甲が丙に対する全ての債務を履行した時点で、丙は甲に対して物件の所有権を無償にて譲渡するものとする。

(秘密保持)

第19条 乙および丙は、守秘義務に徹し業務上知り得た甲に関する情報に関して、甲の許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。また、個人情報情報は細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例(平成7年3月17日滋賀県条例第8号)の規定の範囲を超えて利用してはならない。

2 乙および丙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 前項のことを確約するため、別紙3の「守秘義務誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義についての協議)

第21条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）その他の法令の定めるところにより、甲乙丙協議して定めるものとする。

（信義誠実等の義務）

第22条 甲乙丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

本契約の証として本書3通を作り、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500
公立大学法人滋賀県立大学 理事長 廣川 能嗣 印

乙

丙

別紙 1

(契約対象物件および設置場所)

品名	メーカー	型番	設置場所

別紙2

誓約書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

*乙丙それぞれ作成し、記名押印すること。

別紙3

守秘義務誓約書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

私は、「別記 個人情報取り扱い特記事項」を遵守し、以下の事項を厳守することを誓います。

記

- 1 私が業務上知り得た、公立大学法人滋賀県立大学（以下、「法人」とする）に関する情報に関して、法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 私が法人と交わした契約の終了した後も、契約中と同様に、業務上知り得た法人に関する情報を、法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 3 個人情報は細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日滋賀県条例第8号）の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

令和 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

*乙丙それぞれ作成し、記名押印すること。

別記 個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 乙および丙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙および丙は、この契約の業務により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙および丙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙および丙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、

甲が乙および丙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4条 乙および丙は、この契約を遂行するために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙および丙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5条 乙および丙は、この契約を遂行するために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 乙および丙は、この契約を遂行するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 乙および丙は、この契約を遂行するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙および丙は、この契約を遂行するために甲から引き渡され、または乙および丙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、契約終了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9条 乙および丙は、この契約を遂行するために従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙および丙は、この契約を遂行するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙および丙がこの契約を遂行するに当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙および丙がこの契約を遂行するに当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙および丙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12条 乙および丙は、この契約を遂行するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。